

ニセコ町民間資金活用集合住宅建設等促進条例(平成22年ニセコ町条例第23号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第7条（略）</p> <p>(1) <u>当該民活集合住宅に対して新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分は、全額免除とする（ただし、地方税法附則第15条の6及び第15条の7で軽減される税額を除く。）。</u></p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>附 則</p> <p>1（略）</p>	<p>第7条（略）</p> <p>(1) <u>地方税法第359条に定められた国定資産税の賦課期日に基づき町の不動産登記簿又は土地家屋課税台帳に登録された当該民活集合住宅に対して新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分は、全額免除とする（ただし、地方税法附則第15条の6及び第15条の7で軽減される税額を除く。）。</u></p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>附 則</p> <p>1（略）</p>
<p>2 この条例は、この条例の適用の日から起算して<u>3年</u>を経過した日に、その効力を失うものとする。</p>	<p>2 この条例は、この条例の適用の日から起算して<u>6年</u>を経過した日に、その効力を失うものとする。</p>
<p>3（略）</p>	<p>3（略）</p>